

# 半 期 報 告 書

(第 126 期中)

自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 28 年 9 月 30 日

株式会社 常陽銀行

(E03551)

第 126 期中（自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日）

# 半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 常陽銀行

## 目 次

第 126 期中 半期報告書

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第 2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	12
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	12
5 【経営上の重要な契約等】	12
6 【研究開発活動】	12
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
第 3 【設備の状況】	14
1 【主要な設備の状況】	14
2 【設備の新設、除却等の計画】	14
第 4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
第 5 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表等】	25
2 【中間財務諸表等】	52
第 6 【提出会社の参考情報】	62
第二部 提出会社の保証会社等の情報	63
中間監査報告書	巻末
確認書	巻末

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年11月22日

**【中間会計期間】** 第126期中(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

**【会社名】** 株式会社 常陽銀行

**【英訳名】** The Joyo Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 寺 門 一 義

**【本店の所在の場所】** 水戸市南町2丁目5番5号

**【電話番号】** (029)231-2151(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経営企画部長 野 崎 潔

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区八重洲2丁目7番2号  
株式会社常陽銀行 経営企画部東京事務所

**【電話番号】** (03)3272-8791

**【事務連絡者氏名】** 東京事務所長 関 敏 幸

**【縦覧に供する場所】** 株式会社常陽銀行 東京営業部  
(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	78,207	81,977	84,548	156,118	163,314
うち連結信託報酬	百万円	13	13	11	26	25
連結経常利益	百万円	23,407	24,146	24,104	45,730	47,685
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	15,157	16,543	16,609	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	28,680	31,034
連結中間包括利益	百万円	38,143	△8,737	△4,555	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	105,710	△1,479
連結純資産額	百万円	540,988	589,131	582,007	601,840	592,070
連結総資産額	百万円	8,839,161	8,993,991	9,287,502	9,065,458	9,258,701
1株当たり純資産額	円	741.09	812.76	804.92	830.50	816.71
1株当たり中間純利益金額	円	20.79	22.88	22.97	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	39.48	42.93
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	20.78	22.87	22.96	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	39.46	42.91
自己資本比率	%	6.0	6.5	6.2	6.6	6.3
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	121,982	△168,276	72,943	120,983	△42,020
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,968	△32,373	136,021	155,249	△46,350
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,873	△3,993	△5,517	6,810	△8,334
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	363,198	288,790	600,136	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	493,433	396,713
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,788 〔1,927〕	3,804 〔1,968〕	3,810 〔1,998〕	3,687 〔1,923〕	3,709 〔1,979〕
信託財産額	百万円	2,959	2,460	2,479	2,540	2,473

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第124期中	第125期中	第126期中	第124期	第125期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	67,406	69,881	71,622	133,415	138,712
うち信託報酬	百万円	13	13	11	26	25
経常利益	百万円	20,954	21,660	22,348	40,404	42,717
中間純利益	百万円	13,684	14,885	15,479	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	23,915	27,774
資本金	百万円	85,113	85,113	85,113	85,113	85,113
発行済株式総数	千株	769,231	766,231	766,231	766,231	766,231
純資産額	百万円	529,498	572,369	568,894	587,074	580,932
総資産額	百万円	8,811,278	8,972,216	9,265,797	9,035,987	9,236,391
預金残高	百万円	7,567,599	7,783,637	7,973,108	7,728,736	8,103,353
貸出金残高	百万円	5,526,229	5,776,226	5,927,935	5,656,407	5,912,707
有価証券残高	百万円	2,766,522	2,738,803	2,528,769	2,735,418	2,739,570
1株当たり純資産額	円	729.37	791.63	786.78	812.06	803.46
1株当たり配当額	円	4.50	6.00	6.00	10.00	13.00
自己資本比率	%	6.0	6.3	6.1	6.4	6.2
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,365 〔1,539〕	3,390 〔1,641〕	3,384 〔1,689〕	3,282 〔1,582〕	3,289 〔1,657〕
信託財産額	百万円	2,959	2,460	2,479	2,540	2,473
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2 第125期(平成28年3月)の1株当たり配当額のうち1円は創立80周年記念配当であります。  
 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。  
 4 信託財産額等は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業務	リース業務	その他	合計
従業員数(人)	3,384 〔1,689〕	48 〔10〕	378 〔299〕	3,810 〔1,998〕

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,378人、並びに執行役員16人を含んでおりません。  
 2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成28年9月30日現在

従業員数(人)	3,384 〔1,689〕
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,914人、並びに執行役員16人を含んでおりません。  
 2 当行の従業員はすべて銀行業務のセグメントに属しております。  
 3 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
 4 当行の従業員組合は、常陽銀行従業員組合と称し、組合員数は2,729人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

平成28年度上半期のわが国経済は、個人消費など一部に弱さが残るものの、政府の政策効果への期待や日銀の金融緩和策等を背景に雇用や所得環境の改善が継続し、また企業部門においても生産活動に持ち直しの動きが見られるなど回復基調が続きました。しかし、新興国経済の減速、英国のEU離脱問題などの海外経済の不確実性の高まりや円高の進行等もあり、景気回復の足取りは緩やかなものとなりました。茨城県経済では、公共投資の持ち直しが継続する一方、住宅投資等において全国平均に比べ弱い動きも見られるなど、総じて景気持ち直しの動きにとどまりました。

(経営方針)

当行グループは、「健全、協創、地域と共に」という経営理念のもと、堅実な営業、健全な経営を行い、お客さま・地域・株主の皆さまと共に価値ある事業を創造していくことにより、地域社会・地域経済の発展に貢献してまいります。そして、お客さまに最も身近な、最も信頼されるベストパートナーバンクを目指してまいります。

社会・経済構造の変化に伴う地域のさまざまな課題に対し、創意工夫に基づく総合金融サービスの提供を通じた課題解決に貢献することで、健全性・収益性を高め、企業価値の向上を図り、株主の皆さま、地域の皆さまのご期待に応えてまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における経常収益は、資金運用収益が減少したものの、国債等債券売却益（その他業務収益）や株式等売却益（その他経常収益）の増加等により、前年同期比25億円増加し845億円となりました。

経常費用は、役員取引等費用が減少したものの、営業経費やその他経常費用の増加等により、前年同期比26億円増加し604億円となりました。

以上により、経常利益は、前年同期と同水準の241億円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期と同水準の166億円となりました。

なお、銀行の健全性を示す連結自己資本比率は12.55%と引き続き高い水準にあります。

セグメント情報は、銀行業務の経常収益が前年同期比17億円増加し716億円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比6億円増加し223億円となりました。リース業務の経常収益は前年同期比10億円増加し107億円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比1億円増加し5億円となりました。その他の経常収益は前年同期比2億円減少し57億円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比7億円減少し10億円となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、有価証券が減少したものの、現金預け金や貸出金の増加等により、28年3月末比288億円増加し9兆2,875億円となりました。

負債は、預金が減少したものの、借入金や譲渡性預金の増加等により、28年3月末比388億円増加し8兆7,054億円となりました。

純資産は、利益剰余金が増加したものの、その他有価証券評価差額金の減少等により、28年3月末比100億円減少し5,820億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが借入金の増加等を主因に729億円の収入となりました。前中間連結会計期間との比較では2,412億円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却等を主因に1,360億円の収入となりました。前中間連結会計期間との比較では1,683億円の増加となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等を主因に55億円の支出となりました。前中間連結会計期間との比較では15億円の減少となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2,034億円増加し6,001億円となりました。

## (1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支については、国内業務部門で404億37百万円、国際業務部門で24億39百万円、全体では428億83百万円となりました。

また、役務取引等収支については、国内業務部門で113億98百万円、国際業務部門で35百万円、全体では99億52百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	42,421	3,108	6	45,537
	当中間連結会計期間	40,437	2,439	5	42,883
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	44,731	4,252	△239	48,744
	当中間連結会計期間	41,943	4,710	△177	46,477
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,309	1,143	△246	3,207
	当中間連結会計期間	1,506	2,271	△183	3,594
信託報酬	前中間連結会計期間	13	—	—	13
	当中間連結会計期間	11	—	—	11
役務取引等収支	前中間連結会計期間	11,210	24	△1,529	9,705
	当中間連結会計期間	11,398	35	△1,482	9,952
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	15,485	106	△2,045	13,546
	当中間連結会計期間	14,460	117	△2,010	12,566
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,274	81	△515	3,841
	当中間連結会計期間	3,061	81	△528	2,614
特定取引収支	前中間連結会計期間	250	883	△0	1,133
	当中間連結会計期間	197	526	—	723
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	250	883	△0	1,133
	当中間連結会計期間	197	526	—	723
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,715	589	0	2,305
	当中間連結会計期間	4,021	2,605	—	6,627
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,808	1,252	—	3,061
	当中間連結会計期間	4,792	2,967	—	7,759
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	92	663	△0	755
	当中間連結会計期間	770	362	—	1,132

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下、国内(連結)子会社という。)の円建取引であります。また、「国際業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息を計上しております。



(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定の平均残高は、国内業務部門が8兆4,030億14百万円、国際業務部門が5,908億94百万円となり、合計で8兆6,734億43百万円となりました。また、利回りは、国内業務部門が0.99%、国際業務部門が1.59%となり、全体で1.06%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、国内業務部門が8兆4,390億5百万円、国際業務部門が5,983億94百万円となり、合計で8兆7,238億77百万円となりました。また、利回りは、国内業務部門が0.03%、国際業務部門が0.75%となり、全体で0.08%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	8,293,364	44,731	1.07
	当中間連結会計期間	8,403,014	41,943	0.99
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,649,828	32,873	1.16
	当中間連結会計期間	5,837,436	31,418	1.07
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,104,346	11,493	1.08
	当中間連結会計期間	2,115,278	10,234	0.96
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	18,688	15	0.16
	当中間連結会計期間	3,710	1	0.08
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	276,155	130	0.09
	当中間連結会計期間	204,564	88	0.08
資金調達勘定	前中間連結会計期間	8,088,976	2,309	0.05
	当中間連結会計期間	8,439,005	1,506	0.03
うち預金	前中間連結会計期間	7,755,538	1,162	0.02
	当中間連結会計期間	7,927,675	418	0.01
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	44,606	8	0.03
	当中間連結会計期間	82,081	5	0.01
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	145,316	△45	△0.06
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	765	0	0.00
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	271,524	143	0.10
	当中間連結会計期間	267,335	72	0.05

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間71,760百万円、当中間連結会計期間331,797百万円)を控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	591,349	4,252	1.43
	当中間連結会計期間	590,894	4,710	1.59
うち貸出金	前中間連結会計期間	95,373	382	0.80
	当中間連結会計期間	103,768	684	1.31
うち有価証券	前中間連結会計期間	462,029	3,778	1.63
	当中間連結会計期間	434,955	3,932	1.80
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	2,250	11	1.02
	当中間連結会計期間	2,049	6	0.64
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	23,211	67	0.58
	当中間連結会計期間	43,243	78	0.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	579,928	1,143	0.39
	当中間連結会計期間	598,394	2,271	0.75
うち預金	前中間連結会計期間	73,051	246	0.67
	当中間連結会計期間	132,306	634	0.95
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	60,135	124	0.41
	当中間連結会計期間	41,762	138	0.66
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	143,505	232	0.32
	当中間連結会計期間	127,007	434	0.68
うち借入金	前中間連結会計期間	33,438	66	0.39
	当中間連結会計期間	28,200	127	0.90

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出してありますが、国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めてあります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間177百万円、当中間連結会計期間328百万円)を控除して表示してあります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額	合計	小計	相殺 消去額	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	8,884,713	△306,717	8,577,996	48,984	△239	48,744	1.13
	当中間連結会計期間	8,993,908	△320,465	8,673,443	46,654	△177	46,477	1.06
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,745,202	△44,842	5,700,359	33,256	△168	33,087	1.15
	当中間連結会計期間	5,941,205	△49,841	5,891,363	32,102	△138	31,964	1.08
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,566,375	△6,931	2,559,444	15,272	△8	15,263	1.18
	当中間連結会計期間	2,550,233	△6,943	2,543,290	14,167	△8	14,158	1.11
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	20,939	—	20,939	27	—	27	0.25
	当中間連結会計期間	5,759	—	5,759	8	—	8	0.28
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	299,367	△21,948	277,419	198	△3	195	0.14
	当中間連結会計期間	247,807	△31,803	216,004	167	△2	165	0.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	8,668,904	△299,785	8,369,118	3,453	△246	3,207	0.07
	当中間連結会計期間	9,037,399	△313,522	8,723,877	3,777	△183	3,594	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	7,828,590	△12,881	7,815,708	1,408	△1	1,407	0.03
	当中間連結会計期間	8,059,982	△13,603	8,046,378	1,052	△0	1,051	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	44,606	△9,066	35,539	8	△1	6	0.03
	当中間連結会計期間	82,081	△18,200	63,881	5	△1	4	0.01
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	60,135	—	60,135	124	—	124	0.41
	当中間連結会計期間	187,079	—	187,079	93	—	93	0.09
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	144,270	—	144,270	232	—	232	0.32
	当中間連結会計期間	127,007	—	127,007	434	—	434	0.68
うち借入金	前中間連結会計期間	304,962	△44,842	260,119	210	△24	185	0.14
	当中間連結会計期間	295,535	△49,841	245,693	200	△20	180	0.14

(注) 1 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額並びに国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を計上してあります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間71,937百万円、当中間連結会計期間332,125百万円)を控除して表示してあります。

## (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が144億60百万円、国際業務部門が1億17百万円となり、合計で125億66百万円となりました。  
一方、役務取引等費用は、国内業務部門が30億61百万円、国際業務部門が81百万円となり、合計で26億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	15,485	106	△2,045	13,546
	当中間連結会計期間	14,460	117	△2,010	12,566
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,122	—	△5	3,117
	当中間連結会計期間	3,330	—	△5	3,325
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,001	69	△15	3,055
	当中間連結会計期間	3,016	70	△16	3,071
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,877	8	△133	2,751
	当中間連結会計期間	1,962	5	△44	1,923
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,604	—	△0	1,604
	当中間連結会計期間	1,087	—	△0	1,087
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	284	—	△0	284
	当中間連結会計期間	285	—	△0	285
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,576	14	△478	1,112
	当中間連結会計期間	1,633	12	△519	1,127
役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,274	81	△515	3,841
	当中間連結会計期間	3,061	81	△528	2,614
うち為替業務	前中間連結会計期間	634	12	—	646
	当中間連結会計期間	643	13	—	656

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

## (4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

## ① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、国内業務部門で商品有価証券収益に50百万円、特定金融派生商品収益に1億47百万円、国際業務部門で商品有価証券収益に5億26百万円計上いたしました。  
特定取引費用は、ありません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	250	883	△0	1,133
	当中間連結会計期間	197	526	—	723
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	58	883	△0	941
	当中間連結会計期間	50	526	—	576
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	191	—	—	191
	当中間連結会計期間	147	—	—	147
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、国内業務部門で商品有価証券に27億6百万円、特定金融派生商品に20億44百万円計上いたしました。  
 特定取引負債は、国内業務部門で特定金融派生商品に10億11百万円計上いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	5,534	—	—	5,534
	当中間連結会計期間	4,751	—	—	4,751
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4,640	—	—	4,640
	当中間連結会計期間	2,706	—	—	2,706
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	894	—	—	894
	当中間連結会計期間	2,044	—	—	2,044
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	242	—	△0	242
	当中間連結会計期間	1,011	—	△0	1,011
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	241	—	△0	241
	当中間連結会計期間	1,011	—	△0	1,011
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	7,695,595	88,042	△13,135	7,770,501
	当中間連結会計期間	7,820,532	152,576	△12,784	7,960,324
うち流動性預金	前中間連結会計期間	4,809,527	—	△9,763	4,799,764
	当中間連結会計期間	5,077,751	—	△12,056	5,065,694
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,814,852	—	△3,310	2,811,542
	当中間連結会計期間	2,681,882	—	△310	2,681,572
うちその他	前中間連結会計期間	71,215	88,042	△62	159,195
	当中間連結会計期間	60,897	152,576	△418	213,056
譲渡性預金	前中間連結会計期間	99,266	—	△16,900	82,366
	当中間連結会計期間	114,171	—	△20,850	93,321
総合計	前中間連結会計期間	7,794,862	88,042	△30,035	7,852,868
	当中間連結会計期間	7,934,703	152,576	△33,634	8,053,645

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金

4 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5,735,667	100.00	5,881,884	100.00
製造業	738,092	12.87	728,024	12.38
農業、林業	15,725	0.27	16,440	0.28
漁業	5,401	0.09	3,537	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	7,313	0.13	10,060	0.17
建設業	158,731	2.77	166,371	2.83
電気・ガス・熱供給・水道業	57,753	1.01	64,158	1.09
情報通信業	37,331	0.65	38,575	0.66
運輸業、郵便業	148,992	2.60	148,857	2.53
卸売業、小売業	615,202	10.72	589,360	10.02
金融業、保険業	203,092	3.54	182,819	3.11
不動産業、物品賃貸業	1,034,182	18.03	1,124,020	19.11
医療、福祉等サービス業	392,094	6.84	382,750	6.51
地方公共団体	809,416	14.11	813,131	13.82
その他	1,512,337	26.37	1,613,775	27.44
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,735,667	—	5,881,884	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしております。ただし、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

## (7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	1,139,108	—	△1	1,139,107
	当中間連結会計期間	932,499	—	△0	932,498
地方債	前中間連結会計期間	205,682	—	—	205,682
	当中間連結会計期間	246,924	—	—	246,924
社債	前中間連結会計期間	430,900	—	—	430,900
	当中間連結会計期間	455,320	—	—	455,320
株式	前中間連結会計期間	263,096	—	△7,048	256,047
	当中間連結会計期間	229,687	—	△6,728	222,959
その他の証券	前中間連結会計期間	250,604	454,056	—	704,660
	当中間連結会計期間	253,680	413,118	—	666,799
合計	前中間連結会計期間	2,289,392	454,056	△7,049	2,736,399
	当中間連結会計期間	2,118,113	413,118	△6,729	2,524,502

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

- (8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況  
 連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

① 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表/連結)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	63	2.58	65	2.65
有形固定資産	2,109	85.31	2,109	85.10
無形固定資産	142	5.76	142	5.75
その他債権	10	0.41	10	0.41
銀行勘定貸	13	0.53	13	0.53
現金預け金	133	5.41	137	5.56
合計	2,473	100.00	2,479	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	39	1.61	38	1.57
包括信託	2,433	98.39	2,440	98.43
合計	2,473	100.00	2,479	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度及び当中間連結会計期間の取扱残高はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成28年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	12.55
2. 連結における自己資本の額	4,649
3. リスク・アセットの額	37,043
4. 連結総所要自己資本額	1,481

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成28年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	11.99
2. 単体における自己資本の額	4,400
3. リスク・アセットの額	36,678
4. 単体総所要自己資本額	1,467

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	56	71
危険債権	773	713
要管理債権	287	261
正常債権	57,089	58,750

(注)上記は自己査定に基づき、与信関連債権の査定結果を記載しております。

なお、金額は単位未満を四捨五入しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行及び連結子会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当行と株式会社足利ホールディングスとの経営統合について

当行は、株式会社足利ホールディングス(社長 松下正直、以下、「足利ホールディングス」といい、当行と足利ホールディングスを併せ、以下、「両社」という。)との間で株式交換契約書を締結し、同時に当行、足利ホールディングスおよび株式会社足利銀行の間で経営統合契約書を締結いたしました。株式交換契約は、平成28年6月28日開催の両社の定時株主総会による承認を経て、平成28年9月29日に金融庁より経営統合に係る認可を取得し、平成28年10月1日を効力発生日として、足利ホールディングスを株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。

その内容につきましては、第5「経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「注記事項」中、(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行では、目指す姿を「地域の未来を協創するベストパートナーバンク」とする第12次中期経営計画（平成26年度～28年度）に基づき、最終年度となる当中間期においても社会・経済構造の変化に伴う地域の課題を、お客さま、地域とともに解決し当行グループ自らの成長に繋げていくことを目指し、「未来協創プロジェクト『PLUS+』」を中心に諸施策を展開いたしました。

法人分野では、引き続き地元企業に対する円滑な資金供給に取り組むとともに、地域経済の活性化を支援する「いばらき創生ファンド」等を活用し、多様な資金ニーズにお応えしました。

また、「第4回常陽ビジネスアワード」において優れたビジネスプランを表彰したほか、受賞プランに対し事業化に向けた支援を実施するなど新たな企業価値の創出に向けて取り組みました。

さらに、ベトナム外国投資庁と連携し「ベトナムビジネス交流会in ハノイ2016」を開催したほか、「Mfair バンコク2016 ものづくり商談会」を共催するなど、お客さまの海外における販路拡大を支援しました。

個人分野では、市町村の補助金制度や利子補給制度と連携した定住支援住宅ローンの取り扱いを拡大したほか、洪水や竜巻などの自然災害により自宅が損壊した場合に返済の一部を免除する「自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン」の取り扱いを地方銀行で初めて開始するなど、地域の課題に対応するローン商品の充実を図りました。

営業チャネルでは、平日夜間・休日も営業する「マネー相談デスク」を水戸駅前、土浦駅前、守谷の3支店に開設し、個人のお客さまの金融ニーズにお応えする態勢の充実に努めたほか、10月3日には、当行ホームページから口座開設や各種銀行取引をご利用いただくことが可能なインターネット支店を開設し、お客さまの利便性向上を図りました。

地域貢献活動では、新入行員201名による植樹活動など、森林保全活動に継続して取り組んだほか、企業が銀行保証付私募債を発行する際に当行が受け取る手数料の一部で物品を購入し、学校等に寄贈する「未来の夢応援債」の取り扱いを開始し、企業による地域への社会貢献をサポートいたしました。

また、女性の活躍支援では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、北関東3県で初めて「えるぼし」企業の認定を受けるなど、女性が能力を発揮し活躍できる職場環境の整備に取り組みました。

地方創生に向けた取り組みでは、茨城県内の市町村では初となる、まちづくり全般に係る包括連携協定を水戸市と締結し、中心市街地への定住促進や、多様な資金供給手段を活用した創業支援の充実を図るなど、地域の課題解決に向けた取り組みを積極的に展開いたしました。

### (1) 損益の状況

連結粗利益は、国債等債券損益等の増加により、前中間連結会計期間比15億円増加し601億円となりました。

営業経費は、退職給付費用の増加等により、前中間連結会計期間比15億円増加し377億円となりました。

与信関係費用は、前中間連結会計期間比9億円減少し22億円となりました。株式等関係損益は、売却益の増加等により、前中間連結会計期間比12億円増加し41億円となりました。

以上により、経常利益は、前中間連結会計期間と同水準の241億円となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間と同水準の166億円となりました。

区分	前中間連結会計期間(A)	当中間連結会計期間(B)	増減(B)-(A)
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
連結粗利益(注)	58,695	60,198	1,502
資金利益	45,537	42,883	△2,654
役員取引等利益	9,719	9,964	244
特定取引利益	1,133	723	△409
その他業務利益	2,305	6,627	4,321
営業経費	36,177	37,749	1,571
与信関係費用	3,221	2,292	△929
貸出金償却	2,748	1,647	△1,100
個別貸倒引当金繰入額	1,052	1,989	937
一般貸倒引当金繰入額	31	△512	△543
その他の与信関係費用	△610	△832	△222
株式等関係損益	2,944	4,199	1,254
その他	1,905	△250	△2,156
経常利益	24,146	24,104	△41
特別損益	△242	△299	△56
税金等調整前中間純利益	23,903	23,805	△98
法人税、住民税及び事業税	7,980	8,120	139
法人税等調整額	△678	△953	△275
法人税等合計	7,302	7,167	△135
中間純利益	16,600	16,638	37
非支配株主に帰属する中間純利益	57	28	△29
親会社株主に帰属する中間純利益	16,543	16,609	66

(注) 連結粗利益＝(資金運用収益－資金調達費用)＋(役員取引等収益＋信託報酬－役員取引等費用)  
 ＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)

### (2) 資産、負債及び純資産の部の状況

連結ベースの当中間連結会計期間末の総資産は9兆2,875億円となり、子会社のリース投資資産の計上を主に銀行単体を217億円上回っております。負債は8兆7,054億円となり、子会社の前受収益等のその他負債の計上を主に銀行単体を85億円上回っております。

純資産の部は5,820億円となり、銀行単体を131億円上回っております。

### (3) 資産の健全性

平成28年9月末の不良債権残高(金融再生法開示債権、単体ベース)は、前中間会計期間末比70億円減少の1,045億円となりました。担保等による保全率は77.81%と、資産は引き続き高い健全性を維持しております。

(注) 保全率：開示債権に対する担保・保証及び貸倒引当金計上の割合

### (4) 自己資本比率

平成28年9月末の自己資本比率は12.55%(連結ベース)と高い水準にあります。

### (5) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「1業績等の概要」に記載しております。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
							総額	既支 払額			
当行	—	上野ローン プラザ新設他	東京都 台東区他	新設	銀行業務	店舗	222	—	自己 資金	28年9月	29年11月
		本店営業部他	茨城県 水戸市他	新設	銀行業務	事務機器他	533	—	自己 資金	28年10月	29年8月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,167,515,000
計	2,167,515,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	766,231,875	722,910,443	— (注1)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株であります。
計	766,231,875	722,910,443	—	—

(注) 1 平成28年10月1日を効力発生日として、株式会社足利ホールディングスを株式交換完全親会社、当行を完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、平成28年9月28日付けで東京証券取引所市場第一部から上場廃止となっております。

2 平成28年9月5日取締役会決議にもとづき、平成28年10月1日に全ての自己株式(43,321,432株)を消却しました。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、平成28年10月1日を効力発生日として、株式会社めぶきフィナンシャルグループの完全子会社となったことに伴い、当行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、中間会計期間末時点における当該新株予約権と同数の株式会社めぶきフィナンシャルグループの新株予約権を平成28年10月1日付けで交付しております。このため、本半期報告書提出日の前月末現在の状況は記載しておりません。

##### ①平成21年7月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第1回新株予約権」

	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	14,388個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	14,388株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～平成51年8月24日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 418円 資本組入額 209円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件については欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

②平成22年6月25日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第3回新株予約権」

	中間会計期末末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	20,201個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	20,201株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成22年7月22日～平成52年7月21日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 298円 資本組入額 149円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成51年7月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

③平成23年6月28日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第5回新株予約権」

	中間会計期末末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	37,120個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	37,120株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成23年7月21日～平成53年7月20日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 301円 資本組入額 151円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

④平成24年6月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第7回新株予約権」

	中間会計期末末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	35,920個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	35,920株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成24年7月20日～平成54年7月19日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 311円 資本組入額 156円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑤平成24年6月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第8回新株予約権」

	中間会計期末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	4,350個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	4,350株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成24年7月20日～平成54年7月19日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 332円 資本組入額 166円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑥平成25年6月26日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第9回新株予約権」

	中間会計期末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	33,541個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	33,541株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日～平成55年7月18日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 519円 資本組入額 260円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑦平成25年6月26日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第10回新株予約権」

	中間会計期末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	10,624個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	10,624株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日～平成55年7月18日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 543円 資本組入額 272円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑧平成26年6月26日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第11回新株予約権」

	中間会計期末末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	34,752個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	34,752株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成26年7月19日～平成56年7月18日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 501円 資本組入額 251円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成55年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑨平成26年6月26日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第12回新株予約権」

	中間会計期末末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	13,710個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	13,710株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成26年7月19日～平成56年7月18日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 526円 資本組入額 263円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成55年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑩平成27年6月25日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第13回新株予約権」

	中間会計期末末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	34,231個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	34,231株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成27年7月18日～平成57年7月17日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 681円 資本組入額 341円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

⑪平成27年6月25日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第14回新株予約権」

	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数	19,518個(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	19,518株(注2)	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	—
新株予約権の行使期間	平成27年7月18日～平成57年7月17日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 709円 資本組入額 355円	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については欄外注記参照。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数 1株

2 新株予約権の目的となる株式の数

付与株式数は、新株予約権の割当日以後、当行が株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数により行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 新株予約権の行使の条件(その他の条件)

① 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件による。

② 上記「新株予約権の行使の条件」、①に関わらず、新株予約権者および相続人は、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)

当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年4月24日発行）		
	中間会計期間末現在 （平成28年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年10月31日）
新株予約権の数	3,000個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	（注1）	—
新株予約権の行使時の払込金額	5.98米ドル（注2）	—
新株予約権の行使期間	平成26年5月9日～平成31年4月10日 （注3）	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注4）	—
新株予約権の行使の条件	（注5）	—
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	—
代用払込みに関する事項	（注6）	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	—
新株予約権付社債の残高	300,000千円	—

（注） 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式（単元株式数1,000株）とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を（注）2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 （1）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（2）本新株予約権の行使時の払込金額（以下、「転換価額」という。）は米ドル建とし、当初転換価額は、6.05米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式（当行が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 （1）本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、（2）当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また（3）本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年4月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項に従い、取得通知の翌日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 （1）各本新株予約権の一部行使はできない。

（2）平成31年1月25日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、平成31年1月1日に開始する四半期に関しては、平成31年1月24日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

7 （1）組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当行がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（1）に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

(2)上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

- ① 新株予約権の数  
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2(2)と同様の調整に服する。
    - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際に承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
    - (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注)5(2)と同様の制限を受ける。
  - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得  
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑨ 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
  - ⑩ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3)当行は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年9月30日	—	766,231	—	85,113	—	58,574

(注) 平成28年9月5日取締役会決議にもとづき、平成28年10月1日に全ての自己株式(43,321,432株)を消却しました。



## (6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	28,992	3.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	25,203	3.28
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	23,483	3.06
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	23,178	3.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.	19,129	2.49
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	17,049	2.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	16,473	2.14
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	16,448	2.14
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,808	1.80
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	11,422	1.49
計	—	195,187	25.47

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	23,483千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	16,473千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,808千株

2 当行は平成28年9月30日現在、自己株式を43,321千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 ブラックロック・ジャパン株式会社から、同社他5社を共同保有者として、平成28年2月15日付現在の保有株式を記載した平成28年2月19日付大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当行としての当中間会計期間の末日における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,477	1.37
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,777	0.23
ブラックロック・アセット・マネジメン ト・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナシヨ ナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモ ルガン・ハウス	2,721	0.36
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハ ワード・ストリート 400	9,613	1.25
ブラックロック・インスティテューショ ナル・トラスト・カンパニー、エヌ。エ イ。	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハ ワード・ストリート 400	12,710	1.66
ブラックロック・インベストメント・マ ネジメント (ユークー) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,610	0.21

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,321,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 719,348,000	719,348	同上
単元未満株式	普通株式 3,562,875	—	同上
発行済株式総数	766,231,875	—	—
総株主の議決権	—	719,348	—

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2,000株及び800株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。
- 2 「単元未満株式数」の欄には、当行所有の自己株式432株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社常陽銀行	水戸市南町2丁目5番5号	43,321,000	—	43,321,000	5.65
計	—	43,321,000	—	43,321,000	5.65

(注) 平成28年9月5日取締役会決議にもとづき、平成28年10月1日に全ての自己株式を消却しました。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	421	414	416	412	416	497
最低(円)	349	365	359	352	370	411

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 2 当行は、平成28年10月1日付けで株式会社めぶきフィナンシャルグループの完全子会社となったことに伴い、平成28年9月28日に上場廃止となったため、最終取引日である平成28年9月27日までの株価について記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)	
<b>資産の部</b>				
現金預け金		442,713		645,042
コールローン及び買入手形		2,000		15,153
買入金銭債権		9,977		8,667
特定取引資産		5,918		4,751
有価証券	※1, ※7, ※12	2,736,884	※1, ※7, ※12	2,524,502
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8	5,869,596	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8	5,881,884
外国為替	※6	4,241	※6	3,079
リース債権及びリース投資資産		42,502		43,365
その他資産	※7	64,583	※7	78,485
有形固定資産	※9, ※10	94,300	※9, ※10	94,640
無形固定資産		9,936		10,041
繰延税金資産		1,986		3,166
支払承諾見返		14,727		14,181
貸倒引当金		△40,659		△39,448
投資損失引当金		△9		△9
資産の部合計		9,258,701		9,287,502
<b>負債の部</b>				
預金	※7	8,088,463	※7	7,960,324
譲渡性預金		22,689		93,321
コールマネー及び売渡手形		45,560		34,071
債券貸借取引受入担保金	※7	130,247	※7	122,195
特定取引負債		895		1,011
借入金	※7	174,118	※7	301,805
外国為替		886		354
社債	※11	15,000	※11	15,000
新株予約権付社債		33,804		30,324
信託勘定借		13		13
その他負債		78,627		81,376
役員賞与引当金		48		—
退職給付に係る負債		15,475		14,517
役員退職慰労引当金		38		27
睡眠預金払戻損失引当金		2,354		2,292
ポイント引当金		145		182
利息返還損失引当金		6		6
偶発損失引当金		1,045		1,072
特別法上の引当金		2		2
繰延税金負債		31,295		22,325
再評価に係る繰延税金負債	※9	9,526	※9	9,508
負ののれん		1,659		1,580
支払承諾		14,727		14,181
負債の部合計		8,666,631		8,705,495

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
資本金	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	59,708
利益剰余金	333,964	345,551
自己株式	△21,569	△21,548
株主資本合計	456,082	468,824
その他有価証券評価差額金	135,031	111,988
繰延ヘッジ損益	△3,073	△2,503
土地再評価差額金	※9 13,002	※9 12,964
退職給付に係る調整累計額	△10,667	△9,387
その他の包括利益累計額合計	134,293	113,062
新株予約権	132	120
非支配株主持分	1,562	—
純資産の部合計	592,070	582,007
負債及び純資産の部合計	9,258,701	9,287,502

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
経常収益	81,977	84,548
資金運用収益	48,744	46,477
(うち貸出金利息)	33,087	31,964
(うち有価証券利息配当金)	15,263	14,158
信託報酬	13	11
役務取引等収益	13,546	12,566
特定取引収益	1,133	723
その他業務収益	3,061	7,759
その他経常収益	※1 15,477	※1 17,009
経常費用	57,831	60,443
資金調達費用	3,207	3,594
(うち預金利息)	1,407	1,051
役務取引等費用	3,841	2,614
その他業務費用	755	1,132
営業経費	※4 36,177	※4 37,749
その他経常費用	※2 13,848	※2 15,353
経常利益	24,146	24,104
特別利益	82	2
固定資産処分益	82	2
特別損失	325	301
固定資産処分損	188	174
減損損失	※3 137	※3 126
税金等調整前中間純利益	23,903	23,805
法人税、住民税及び事業税	7,980	8,120
法人税等調整額	△678	△953
法人税等合計	7,302	7,167
中間純利益	16,600	16,638
非支配株主に帰属する中間純利益	57	28
親会社株主に帰属する中間純利益	16,543	16,609

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
中間純利益	16,600	16,638
その他の包括利益	△25,338	△21,193
その他有価証券評価差額金	△25,448	△23,043
繰延ヘッジ損益	△207	569
退職給付に係る調整額	317	1,279
中間包括利益	△8,737	△4,555
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△8,792	△4,583
非支配株主に係る中間包括利益	54	27

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	85,113	58,574	311,093	△21,619	433,160
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,975		△3,975
親会社株主に帰属する 中間純利益			16,543		16,543
自己株式の取得				△19	△19
自己株式の処分			△12	73	61
土地再評価差額金の取崩			137		137
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	12,693	54	12,747
当中間期末残高	85,113	58,574	323,787	△21,565	445,908

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	159,909	△1,725	12,666	△3,756	167,094	147	1,437	601,840
当中間期変動額								
剰余金の配当								△3,975
親会社株主に帰属する 中間純利益								16,543
自己株式の取得								△19
自己株式の処分								61
土地再評価差額金の取崩								137
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△25,446	△207	△137	317	△25,473	△36	53	△25,456
当中間期変動額合計	△25,446	△207	△137	317	△25,473	△36	53	△12,708
当中間期末残高	134,463	△1,932	12,528	△3,438	141,621	110	1,491	589,131



当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	85,113	58,574	333,964	△21,569	456,082
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,060		△5,060
親会社株主に帰属する 中間純利益			16,609		16,609
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分			△0	25	24
連結子会社株式の取得 による持分の増減		1,134			1,134
土地再評価差額金の取 崩			38		38
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)					
当中間期変動額合計	—	1,134	11,587	20	12,742
当中間期末残高	85,113	59,708	345,551	△21,548	468,824

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	135,031	△3,073	13,002	△10,667	134,293	132	1,562	592,070
当中間期変動額								
剰余金の配当								△5,060
親会社株主に帰属す る中間純利益								16,609
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								24
連結子会社株式の取 得による持分の増減								1,134
土地再評価差額金の 取崩								38
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△23,042	569	△38	1,279	△21,231	△11	△1,562	△22,805
当中間期変動額合計	△23,042	569	△38	1,279	△21,231	△11	△1,562	△10,062
当中間期末残高	111,988	△2,503	12,964	△9,387	113,062	120	—	582,007

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	23,903	23,805
減価償却費	3,072	3,100
減損損失	137	126
負ののれん償却額	△79	△79
貸倒引当金の増減(△)	43	△1,210
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△62	△48
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△836	—
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△185	△958
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△8	△10
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△65	△61
ポイント引当金の増減額(△は減少)	15	36
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△17	26
資金運用収益	△52,673	△49,779
資金調達費用	3,207	3,594
有価証券関係損益(△)	△779	△7,926
為替差損益(△は益)	△1,814	41,832
固定資産処分損益(△は益)	105	172
特定取引資産の純増(△)減	△534	1,167
特定取引負債の純増減(△)	81	116
貸出金の純増(△)減	△117,647	△12,287
預金の純増減(△)	54,903	△128,139
譲渡性預金の純増減(△)	72,321	70,631
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△152,820	127,687
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△29,721	1,094
コールローン等の純増(△)減	13,860	△11,844
コールマネー等の純増減(△)	△10,913	△11,489
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△8,036	△8,052
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,202	1,162
外国為替(負債)の純増減(△)	29	△531
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△1,563	△862
信託勘定借の純増減(△)	△0	△0
資金運用による収入	53,056	50,399
資金調達による支出	△3,625	△3,759
その他	△4,170	△7,795
小計	△162,022	80,116
法人税等の支払額	△6,253	△7,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	△168,276	72,943

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△440,394	△537,280
有価証券の売却による収入	325,723	539,782
有価証券の償還による収入	84,401	137,571
有形固定資産の取得による支出	△1,700	△2,270
有形固定資産の売却による収入	467	74
無形固定資産の取得による支出	△869	△1,856
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,373	136,021
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△19	△4
自己株式の売却による収入	2	1
配当金の支払額	△3,975	△5,060
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△453
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,993	△5,517
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△24
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△204,642	203,422
現金及び現金同等物の期首残高	493,433	396,713
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 288,790	※1 600,136

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 9社

主要な会社名

株式会社常陽リース、常陽信用保証株式会社、株式会社常陽クレジット、常陽施設管理株式会社、常陽証券株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

会社名 いばらき絆投資事業有限責任組合  
いばらき新産業創出投資事業有限責任組合  
いばらき創生投資事業有限責任組合  
いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

(2) それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

当行及び連結子会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点等を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

当行及び連結子会社の保有する有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、原則として、国内株式及び国内投資信託については中間連結決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

なお、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、当行及び連結子会社の一部は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,666百万円（前連結会計年度末は15,772百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行及び連結子会社のうち1社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金2百万円（前連結会計年度末は2百万円）であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(15) リース取引の処理方法

貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成23年3月25日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末において有形固定資産及び無形固定資産に含めていた適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

(16) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸主側において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。また、連結子会社のうち1社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(18) 負ののれんの償却方法及び償却期間

負ののれんは、20年間の定額法により償却を行っております。

(19) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結子会社については、現金及び預け金（定期預け金を除く）であります。

(20) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
出資金	591百万円	591百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	1,243百万円	1,357百万円
延滞債権額	79,542百万円	76,947百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	720百万円	1,653百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	25,403百万円	24,420百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	106,910百万円	104,379百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	20,782百万円	17,492百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	585,191百万円	577,436百万円
計	585,191 "	577,436 "
担保資産に対応する債務		
預金	41,548 "	15,132 "
債券貸借取引受入担保金	130,247 "	122,195 "
借入金	152,760 "	283,086 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	60,726百万円	64,240百万円

連結子会社のうち1社は借入金の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
未経過リース期間に係る リース契約債権	188百万円	148百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
先物取引差入証拠金	160百万円	160百万円
保証金・敷金	1,347百万円	1,329百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	1,620,874百万円	1,655,168百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能な もの)	869,918百万円	875,159百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	86,362百万円	87,047百万円

※11 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	28,221百万円	33,726百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等売却益	3,574百万円	5,059百万円
償却債権取立益	848百万円	1,086百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸出金償却	2,748百万円	1,647百万円
貸倒引当金繰入額	1,083百万円	1,477百万円
株式等売却損	629百万円	816百万円

※3 減損損失は、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
土地(その他の有形固定資産)	137百万円	126百万円

当行及び連結子会社の移動資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグループニングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

※4 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料・手当	16,088百万円	16,423百万円
退職給付費用	1,588百万円	2,877百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	766,231	—	—	766,231	
合計	766,231	—	—	766,231	
自己株式					
普通株式	43,473	28	147	43,354	(注)
合計	43,473	28	147	43,354	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加28千株。

単元未満株式の買取請求による減少3千株、ストックオプションの権利行使による減少144千株。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計 期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			110	
	合計		—			110	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,975	5.5	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	4,337	その他利益 剰余金	6.0	平成27年9月30日	平成27年12月2日



当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	766,231	—	—	766,231	
合計	766,231	—	—	766,231	
自己株式					
普通株式	43,361	10	50	43,321	(注) 1, 2
合計	43,361	10	50	43,321	

(注) 1. 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加10千株。

単元未満株式の買取請求による減少4千株、ストックオプションの権利行使による減少46千株。

2. 当行は、平成28年9月5日開催の取締役会において、平成28年10月1日に自己株式の消却を行うことを決議しております。これにより、当中間連結会計期間末において消却手続が完了していない自己株式は、次のとおりであります。

自己株式の帳簿価額 21,941百万円

種類 普通株式

株式数 43,321千株

なお、上記自己株式は、取締役会決議に基づき消却いたしました。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計 期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての新 株予約権		—			120	
合計			—			120	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,060	7.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	4,337	その他利益 剰余金	6.0	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金預け金勘定	321,426百万円	645,042百万円
当行における日本銀行以外の他の金融機関への預け金	△32,635百万円	△44,905百万円
現金及び現金同等物	288,790百万円	600,136百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年内	63	66
1年超	212	187
合計	276	254

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年内	1	1
1年超	5	4
合計	7	6

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	442,713	442,713	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	35,972	36,467	494
その他有価証券	2,692,533	2,692,533	—
(3) 貸出金	5,869,596		
貸倒引当金(*1)	△35,244		
	5,834,352	5,935,923	101,570
資産計	9,005,572	9,107,638	102,065
(1) 預金	8,088,463	8,089,317	△854
(2) 譲渡性預金	22,689	22,689	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	130,247	130,247	—
(4) 借入金	174,118	174,139	△20
負債計	8,415,519	8,416,394	△875
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,201	1,201	—
ヘッジ会計が適用されているもの	916	916	—
デリバティブ取引計	2,117	2,117	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	645,042	645,042	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	40,477	41,051	573
その他有価証券	2,475,789	2,475,789	—
(3) 貸出金	5,881,884		
貸倒引当金(*1)	△33,605		
	5,848,278	5,956,110	107,831
資産計	9,009,589	9,117,993	108,404
(1) 預金	7,960,324	7,960,890	△566
(2) 譲渡性預金	93,321	93,321	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	122,195	122,195	—
(4) 借入金	301,805	301,019	786
負債計	8,477,646	8,477,426	220
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,297	1,297	—
ヘッジ会計が適用されているもの	4,134	4,134	—
デリバティブ取引計	5,432	5,432	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価格を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

保有する全体的な変動利付国債および証券化商品は、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率及び回収率に基づいて算出した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	3,116	3,003
② 投資事業組合出資金(*3)	5,262	5,231
合 計	8,378	8,234

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について17百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について43百万円減損処理を行っております。

(\*3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。  
 ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	35,302	35,809	507
	国債	3,001	3,025	24
	地方債	249	251	1
	社債	32,051	32,532	481
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	35,302	35,809	507
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	670	657	△12
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	670	657	△12
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	670	657	△12
	合計	35,972	36,467	494

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	40,187	40,763	575
	国債	2,001	2,027	26
	地方債	249	251	1
	社債	37,936	38,484	547
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	40,187	40,763	575
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	290	287	△2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	290	287	△2
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	290	287	△2
	合計	40,477	41,051	573

2. その他有価証券  
前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	230,252	114,192	116,059
	債券	1,636,975	1,592,460	44,514
	国債	1,012,900	984,333	28,567
	地方債	174,394	171,086	3,308
	社債	449,679	437,041	12,638
	その他	610,088	571,509	38,578
	外国証券	401,341	392,536	8,805
	その他	208,746	178,973	29,773
	小計	2,477,316	2,278,163	199,153
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,615	11,138	△1,523
	債券	77,461	77,612	△150
	国債	32,059	32,199	△139
	地方債	41,374	41,380	△5
	社債	4,027	4,032	△5
	その他	133,258	138,123	△4,864
	外国証券	46,594	46,978	△383
	その他	86,664	91,145	△4,481
	小計	220,336	226,875	△6,539
合計	2,697,652	2,505,038	192,613	

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	209,426	109,820	99,605
	債券	1,535,656	1,496,127	39,529
	国債	879,072	855,069	24,002
	地方債	245,164	241,558	3,606
	社債	411,419	399,499	11,920
	その他	499,670	470,263	29,407
	外国証券	362,980	355,043	7,937
	その他	136,689	115,219	21,470
	小計	2,244,753	2,076,211	168,542
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10,529	12,090	△1,560
	債券	58,608	58,882	△273
	国債	51,425	51,683	△258
	地方債	1,509	1,511	△1
	社債	5,674	5,687	△13
	その他	166,155	173,197	△7,041
	外国証券	50,137	50,400	△262
	その他	116,018	122,796	△6,778
	小計	235,294	244,169	△8,875
合計	2,480,048	2,320,381	159,666	

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成27年4月14日）の趣旨に基づき、当中間連結会計期間末（連結会計年度末）における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	192,765
その他有価証券	192,765
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	57,712
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	135,053
(△)非支配株主持分相当額	21
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	135,031

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額151百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	159,680
その他有価証券	159,680
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	47,683
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	111,997
(△)非支配株主持分相当額	8
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	111,988

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額13百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	137,605	60,451	1,900	1,900
	受取変動・支払固定	137,605	60,451	△887	△887
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	50	—	△0	2
	買建	50	—	—	△1
	スワップション				
	売建	19,560	2,030	△2	76
	買建	19,560	2,030	2	2
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	1,012	1,093

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	87,847	59,347	2,051	2,051
	受取変動・支払固定	87,847	59,347	△1,018	△1,018
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	20	—	△0	1
	買建	20	—	—	△0
	スワップション				
	売建	7,770	520	△1	50
	買建	7,770	520	1	1
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	1,032	1,085

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	122,909	57,267	52	52
	為替予約				
	売建	30,752	4,502	355	355
	買建	28,360	511	△220	△220
	通貨オプション				
	売建	30,297	20,291	△1,114	△409
	買建	30,297	20,291	1,115	757
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	188	536

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	111,990	32,595	52	52
	為替予約				
	売建	59,243	2,925	2,948	2,948
	買建	56,915	584	△2,736	△2,736
	通貨オプション				
	売建	36,220	25,942	△2,187	△1,187
	買建	36,220	25,942	2,188	1,696
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	265	773

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

該当ありません。



(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)  
該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)  
該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)  
該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)  
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)  
該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)  
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業経費	22百万円	10百万円

2. ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名	当行の執行役員13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 34,231株	普通株式 28,464株
付与日	平成27年7月17日	平成27年7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成27年7月18日から 平成57年7月17日まで	平成27年7月18日から 平成57年7月17日まで
権利行使価格(注2)	1円	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	680円	708円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。  
2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当ありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、保証業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。なお、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとし、保証業務等につきましては「その他」としております。

## 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。セグメント間の経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	69,525	8,945	78,470	3,506	81,977	—	81,977
セグメント間の内部経常収益	356	807	1,163	2,448	3,612	△3,612	—
計	69,881	9,753	79,634	5,954	85,589	△3,612	81,977
セグメント利益	21,660	368	22,028	1,809	23,838	308	24,146
セグメント資産	8,969,245	66,744	9,035,990	49,039	9,085,029	△91,038	8,993,991
セグメント負債	8,398,905	57,887	8,456,792	29,108	8,485,901	△81,041	8,404,859
その他の項目							
減価償却費	3,056	119	3,176	117	3,294	△221	3,072
資金運用収益	48,791	59	48,850	73	48,924	△180	48,744
資金調達費用	3,171	175	3,347	46	3,394	△186	3,207
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,535	4	2,539	30	2,570	—	2,570

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント経常収益の調整額 △3,612百万円には、セグメント間取引消去 △3,691百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額 △91,038百万円には、セグメント間取引消去 △81,000百万円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額 △81,041百万円には、セグメント間取引消去 △78,744百万円が含まれております。
- (4) 減価償却費の調整額 △221百万円には、連結上「その他の有形（無形）固定資産」となるリース投資資産にかかわる減価償却費 △221百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額 △180百万円には、セグメント間の資金貸借利息 △171百万円が含まれております。
- (6) 資金調達費用の調整額 △186百万円には、セグメント間の資金貸借利息 △185百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	71,393	9,962	81,356	3,191	84,548	—	84,548
セグメント間の内部経常収益	228	830	1,059	2,539	3,598	△3,598	—
計	71,622	10,793	82,415	5,731	88,147	△3,598	84,548
セグメント利益	22,348	505	22,854	1,059	23,913	190	24,104
セグメント資産	9,261,296	74,313	9,335,610	53,441	9,389,052	△101,549	9,287,502
セグメント負債	8,700,345	64,894	8,765,240	32,562	8,797,803	△92,308	8,705,495
その他の項目							
減価償却費	3,021	129	3,150	130	3,281	△180	3,100
資金運用収益	46,504	58	46,563	63	46,626	△149	46,477
資金調達費用	3,567	140	3,708	40	3,749	△155	3,594
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,082	1	4,083	42	4,126	—	4,126

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント経常収益の調整額 △3,598百万円には、セグメント間取引消去 △3,677百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額 △101,549百万円には、セグメント間取引消去 △90,850百万円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額 △92,308百万円には、セグメント間取引消去 △88,545百万円が含まれております。
- (4) 減価償却費の調整額 △180百万円には、連結上「その他の有形（無形）固定資産」となるリース投資資産にかかわる減価償却費 △184百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額 △149百万円には、セグメント間の資金貸借利息 △140百万円が含まれております。
- (6) 資金調達費用の調整額 △155百万円には、セグメント間の資金貸借利息 △154百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	33,087	20,981	8,945	18,962	81,977

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	31,964	26,627	9,962	15,993	84,548

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	137	—	137	—	137

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	126	—	126	—	126

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
(負ののれん)					
当中間期償却額	79	—	79	—	79
当中間期末残高	1,738	—	1,738	—	1,738

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
(負ののれん)					
当中間期償却額	79	—	79	—	79
当中間期末残高	1,580	—	1,580	—	1,580

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	816円71銭	804円92銭

（注）1株当たり純資産額の算定に用いられた中間連結会計期間末の普通株式の数の種類別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円 592,070	582,007
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 1,694	120
（うち新株予約権）	百万円 132	120
（うち非支配株主持分）	百万円 1,562	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円 590,375	581,887
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株 722,870	722,910

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円 22.88	22.97
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 16,543	16,609
普通株主に帰属しない金額	百万円 —	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 16,543	16,609
普通株式の期中平均株式数	千株 722,821	722,891
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円 22.87	22.96
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円 —	—
普通株式増加数	千株 286	280
うち新株予約権	千株 286	280
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(額面総額3億米ドル、新株予約権の数3,000個)。	

(重要な後発事象)

1. 当行と株式会社足利ホールディングスとの経営統合について

当行は、株式会社足利ホールディングス（社長 松下正直、以下、「足利ホールディングス」といい、当行と足利ホールディングスを併せ、以下、「両社」という。）との間で株式交換契約書を締結し、同時に当行、足利ホールディングスおよび株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」という。）の間で経営統合契約書を締結いたしました。株式交換契約は、平成28年6月28日開催の両社の定時株主総会による承認を経て、平成28年9月29日に金融庁より経営統合に係る認可を取得し、平成28年10月1日を効力発生日として、足利ホールディングスを株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。また、足利ホールディングスの商号は、株式会社めぶきフィナンシャルグループに変更されております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 足利ホールディングス  
事業の内容 銀行持株会社

② 企業結合を行った目的

両社の統合によって新たに誕生する新金融グループは、当行と足利銀行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を活かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。

これにより、地域のリーディングバンク同士の融合でしかなしえない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供いたします。また、地域振興・創生のけん引役としての持続的成長と株主・市場の期待に応える企業価値の向上を図るとともに、役職員の活躍機会の拡大と職務への誇り・喜びを高めるなど、各ステークホルダーから高い評価が得られるグループを目指してまいります。さらに、こうした目指す姿を共有できる他の地域金融機関にも開かれた金融グループとしてまいります。

③ 企業結合日

平成28年10月1日

④ 企業結合の法的形式

足利ホールディングスを株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

⑥ 取得した議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率 0.39%  
企業結合日に追加取得した議決権比率 99.61%  
取得後の議決権比率 100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）並びに企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号）の取得企業の決定方法の考え方に基づき、株式交換完全子会社である当行の株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めること等から、当行を取得企業、足利ホールディングスを被取得企業と決定しております。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式交換直前に当行が保有していた足利ホールディングスの企業結合日における普通株式の時価	464百万円
企業結合日に当行が交付したとみなした当行の普通株式の時価	122,998百万円
取得原価	123,463百万円

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

① 株式の種類別の交換比率

当行の普通株式1株に対して足利ホールディングスの普通株式1.17株を割当て交付しております。

② 株式交換比率の算定方法

両社は、株式交換比率の算定にあたって公正性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の分析を依頼し、当行は第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、足利ホールディングスは、第三者算定機関としてプライスウォーターハウスクーパーズ株式会社を選定いたしました。両社は、その分析結果を踏まえ、それぞれ慎重に協議・検討を重ねた結果、上記の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であるとの判断に至り合意・決定いたしました。

③ 交付株式数

普通株式 845,805,218株

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 184百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 649百万円

2. 自己株式の消却について

当行は、平成28年9月5日開催の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

(1) 自己株式の消却を行なう理由

当行と足利ホールディングスとの経営統合にあたって、平成28年6月28日開催の両社の定時株主総会において承認された株式交換契約にしたがい、自己株式の消却を行なうものであります。

(2) 消却した株式の種類

普通株式

(3) 消却した株式の総数

43,321,432株

(4) 消却実施日

平成28年10月1日

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	442,654	644,835
コールローン	2,000	15,153
買入金銭債権	9,977	8,667
特定取引資産	5,918	4,751
有価証券	※1, ※7, ※10 2,739,570	※1, ※7, ※10 2,528,769
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,912,707	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,927,935
外国為替	※6 4,241	※6 3,079
その他資産	36,515	48,590
その他の資産	※7 36,515	※7 48,590
有形固定資産	86,520	86,777
無形固定資産	9,456	9,618
前払年金費用	7,825	7,518
支払承諾見返	14,728	14,182
貸倒引当金	△35,715	△34,074
投資損失引当金	△9	△9
<b>資産の部合計</b>	<b>9,236,391</b>	<b>9,265,797</b>
<b>負債の部</b>		
預金	※7 8,103,353	※7 7,973,108
譲渡性預金	39,539	114,171
コールマネー	45,560	34,071
債券貸借取引受入担保金	※7 130,247	※7 122,195
特定取引負債	895	1,011
借入金	※7 164,751	※7 293,080
外国為替	886	354
社債	※9 15,000	※9 15,000
新株予約権付社債	33,804	30,324
信託勘定借	13	13
その他負債	50,212	52,047
未払法人税等	6,707	6,134
リース債務	3,009	3,702
その他の負債	40,496	42,209
役員賞与引当金	46	—
退職給付引当金	7,355	7,902
睡眠預金払戻損失引当金	2,354	2,292
ポイント引当金	112	142
偶発損失引当金	1,045	1,072
繰延税金負債	36,706	27,103
再評価に係る繰延税金負債	8,846	8,828
支払承諾	14,728	14,182
<b>負債の部合計</b>	<b>8,655,459</b>	<b>8,696,902</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
資本金	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	58,574
資本準備金	58,574	58,574
利益剰余金	315,717	326,173
利益準備金	55,317	55,317
その他利益剰余金	260,400	270,856
固定資産圧縮積立金	904	895
別途積立金	217,432	222,432
繰越利益剰余金	42,064	47,529
自己株式	△21,963	△21,941
株主資本合計	437,441	447,919
その他有価証券評価差額金	134,985	111,950
繰延ヘッジ損益	△3,073	△2,503
土地再評価差額金	11,445	11,407
評価・換算差額等合計	143,357	120,854
新株予約権	132	120
純資産の部合計	580,932	568,894
負債及び純資産の部合計	9,236,391	9,265,797



## ② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月 30 日)
経常収益	69,881	71,622
資金運用収益	48,791	46,504
(うち貸出金利息)	33,147	32,000
(うち有価証券利息配当金)	15,253	14,151
信託報酬	13	11
役務取引等収益	11,758	10,849
特定取引収益	242	192
その他業務収益	3,060	7,785
その他経常収益	※1 6,014	※1 6,278
経常費用	48,221	49,273
資金調達費用	3,171	3,567
(うち預金利息)	1,408	1,052
役務取引等費用	4,356	3,142
その他業務費用	755	1,132
営業経費	※2 35,606	※2 37,174
その他経常費用	※3 4,330	※3 4,256
経常利益	21,660	22,348
特別利益	79	2
特別損失	326	301
税引前中間純利益	21,413	22,049
法人税、住民税及び事業税	7,194	6,412
法人税等調整額	△667	157
法人税等合計	6,527	6,570
中間純利益	14,885	15,479

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計			
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	85,113	58,574	58,574	55,317	810	212,432	27,547	296,107	△22,014	417,780	
当中間期変動額											
剰余金の配当							△3,975	△3,975		△3,975	
中間純利益							14,885	14,885		14,885	
固定資産圧縮積立金の取崩					△6		6	—			
別途積立金の積立						5,000	△5,000	—			
自己株式の取得									△19	△19	
自己株式の処分							△13	△13	74	61	
土地再評価差額金の取崩							137	137		137	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△6	5,000	6,041	11,034	55	11,090	
当中間期末残高	85,113	58,574	58,574	55,317	803	217,432	33,589	307,142	△21,958	428,870	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	159,727	△1,725	11,144	169,146	147	587,074
当中間期変動額						
剰余金の配当						△3,975
中間純利益						14,885
固定資産圧縮積立金の取崩						
別途積立金の積立						
自己株式の取得						△19
自己株式の処分						61
土地再評価差額金の取崩						137
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△25,413	△207	△137	△25,758	△36	△25,795
当中間期変動額合計	△25,413	△207	△137	△25,758	△36	△14,704
当中間期末残高	134,314	△1,932	11,006	143,388	110	572,369

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位: 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	85,113	58,574	58,574	55,317	904	217,432	42,064	315,717	△21,963	437,441
当中間期変動額										
剰余金の配当							△5,060	△5,060		△5,060
中間純利益							15,479	15,479		15,479
固定資産圧縮積立金の取崩					△9		9	—		
別途積立金の積立						5,000	△5,000	—		
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分							△1	△1	25	24
土地再評価差額金の取崩							38	38		38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△9	5,000	5,465	10,455	21	10,477
当中間期末残高	85,113	58,574	58,574	55,317	895	222,432	47,529	326,173	△21,941	447,919

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	134,985	△3,073	11,445	143,357	132	580,932
当中間期変動額						
剰余金の配当						△5,060
中間純利益						15,479
固定資産圧縮積立金の取崩						
別途積立金の積立						
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						24
土地再評価差額金の取崩						38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△23,034	569	△38	△22,502	△11	△22,514
当中間期変動額合計	△23,034	569	△38	△22,502	△11	△12,037
当中間期末残高	111,950	△2,503	11,407	120,854	120	568,894

【注記事項】  
(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として、国内株式及び国内投資信託については中間決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,955百万円（前事業年度末は14,182百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	6,267百万円	6,721百万円
出資金	591百万円	589百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	1,213百万円	1,335百万円
延滞債権額	79,095百万円	76,504百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	720百万円	1,653百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	25,397百万円	24,415百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	106,426百万円	103,908百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
20,782百万円	17,492百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	585,191百万円	577,436百万円
計	585,191 "	577,436 "
担保資産に対応する債務		
預金	41,548 "	15,132 "
債券貸借取引受入担保金	130,247 "	122,195 "
借入金	152,760 "	283,086 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	60,726百万円	64,240百万円

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金及び保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
先物取引差入証拠金	160百万円	160百万円
保証金・敷金	2,675百万円	2,668百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	1,609,813百万円	1,643,024百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	875,113百万円	878,770百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	28,221百万円	33,726百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等売却益	3,574百万円	4,963百万円
償却債権取立益	725百万円	823百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	1,719百万円	1,777百万円
無形固定資産	1,337百万円	1,243百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸出金償却	2,125百万円	1,035百万円
貸倒引当金繰入額	1,037百万円	993百万円
株式等売却損	629百万円	798百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(平成28年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	6,267	6,721
関連会社株式	—	—
合計	6,267	6,721

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

「1 中間連結財務諸表等(1) 中間連結財務諸表」の「注記事項」中、(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

(2) 【その他】

① 中間配当

平成28年11月7日開催の取締役会において、第126期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 4,337百万円  
1株当たりの中間配当金 6円

② 信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成28年3月31日)		当中間会計期間 (平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	63	2.58	65	2.65
有形固定資産	2,109	85.31	2,109	85.10
無形固定資産	142	5.76	142	5.75
その他債権	10	0.41	10	0.41
銀行勘定貸	13	0.53	13	0.53
現金預け金	133	5.41	137	5.56
合計	2,473	100.00	2,479	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成28年3月31日)		当中間会計期間 (平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	39	1.61	38	1.57
包括信託	2,433	98.39	2,440	98.43
合計	2,473	100.00	2,479	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前事業年度及び当中間会計期間の取扱残高はありません。



## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |     |                           |  |                             |                         |
|-----|---------------------------|--|-----------------------------|-------------------------|
| (1) | 有価証券報告書及び<br>その添付書類並びに確認書 | 事業年度<br>(第125期)  | 自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日<br>関東財務局長に提出 |
| (2) | 内部統制報告書及び<br>その添付書類       | 事業年度<br>(第125期)  | 自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日<br>関東財務局長に提出 |
| (3) | 四半期報告書及び確認書               | 第126期<br>第1四半期   | 自 平成28年4月1日<br>至 平成28年6月30日 | 平成28年8月8日<br>関東財務局長に提出  |
| (4) | 臨時報告書                     | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号<br>および第4号（親会社および主要株主の異動）の規定に基<br>づく臨時報告書。 |                             | 平成28年4月25日<br>関東財務局長に提出 |
|     |                           | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号<br>の2（株主総会の決議結果）に基づく臨時報告書。                |                             | 平成28年6月29日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月18日

株式会社常陽銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	内	正	彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根	津	昌	史	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	松	崎	謙	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社足利ホールディングスと平成28年10月1日を効力発生日として株式交換を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月18日

株式会社常陽銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山内正彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松崎謙 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第126期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社足利ホールディングスと平成28年10月1日を効力発生日として株式交換を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の5の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年11月22日

**【会社名】** 株式会社 常陽銀行

**【英訳名】** The Joyo Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 寺 門 一 義

**【最高財務責任者の役職氏名】** \_\_\_\_\_

**【本店の所在の場所】** 水戸市南町2丁目5番5号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社常陽銀行 東京営業部  
(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取寺門一義は、当行の第126期中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。